

# 床用現場接着剤認定業務運営要領

## (目的)

第 1 条 この要領は、床用現場接着剤認定規程（HW-接着剤 001-2013）（以下「規程」という）第 15 条の規程に基づき、認定業務の運営方法を定め、その適正な執行の確保を図ることを目的とする。

## (認定の受け等)

- 第 2 条 規程に定める接着剤の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という）は、規程に従い認定申請書を提出するものとする。
2. 認定申請者は、技術センター理事長が認める試験機関による接着剤の性能試験成績書を添付するものとする。
  3. 認定申請者は技術センター理事長が別に定める認定手数料を技術センターに納入するものとする。
  4. 提出された認定申請書が所要の様式その他の要件を具備し、かつ接着性能の認定に関し審査することが適当であると認められる場合には、技術センターはこれを受けて専門的意見を聞くため第 3 条に規定する床用現場接着剤審査委員会に付議するものとする。

## (床用現場接着剤審査委員会)

第 3 条 接着剤の認定に関し、専門技術的に審査するために審査委員会を技術センターに設置するものとする。

### (1) 審査委員会

- 接着剤の認定に関し専門的な学識経験を有する者のうちから、技術センター理事長が委嘱する者 10 名以内で構成し、そのうち 1 名を委員長とする。
2. 審査委員会は、会議（その議事は、委員長がつかさどる。以下同じ）において付議された書類について審議し、その結果の意見を技術センター理事長に報告するものとする。
  3. 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席（あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した者については、出席とみなすものとする）により成立するものとする。
  4. 審査委員会の審議は、書面によることを原則とし、必要に応じ認定申請者からの事情聴取を行うことができるものとする。

(認定関係書類等の開示の禁止等)

第 4 条 認定申請者の利益保護、認定業務の中立性保持その他の必要上、認定申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等開示することが差支えないものを除き、認定に関する書類その他の資料及びこれに基づく情報の開示は行なわないものとする。

2. 審査委員会の会議は、非公開とするものとする。

(その他)

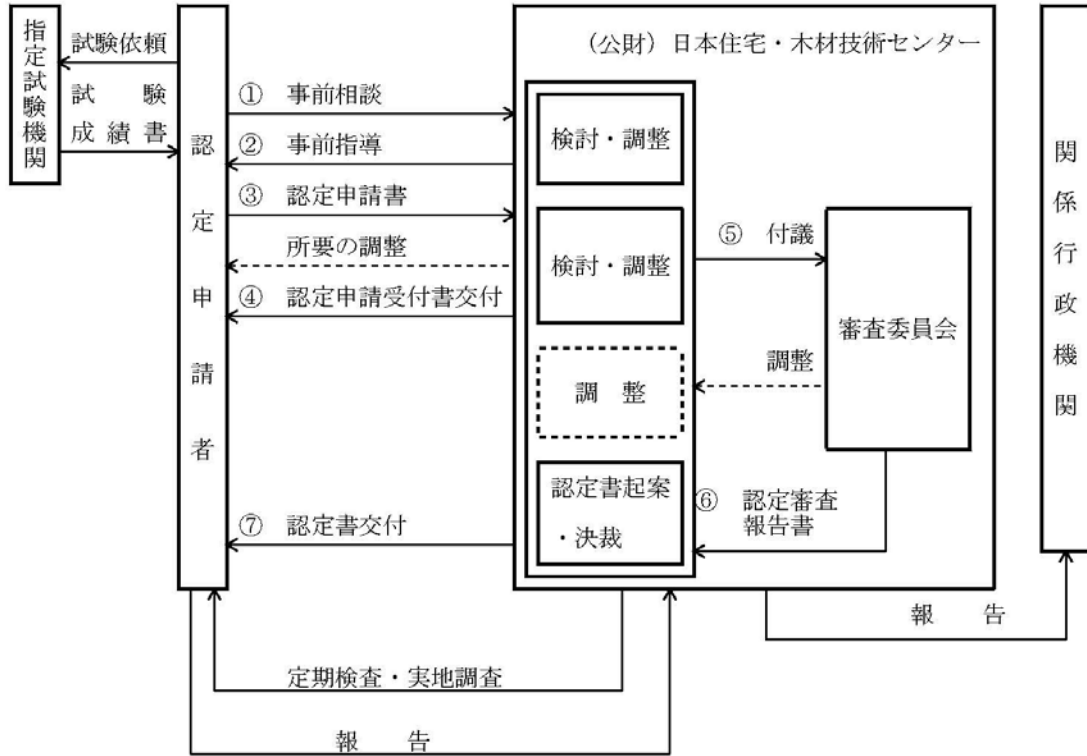
第 5 条 認定業務運営の流れは、前各条に規定するほか、別図に示すとおりとし、その他必要な細目は技術センター理事長が別に定める。

制定 昭和 5 4 年 7 月 7 日

改正 平成 1 5 年 6 月 1 6 日

改正 平成 2 5 年 4 月 1 日

<第 6 条 別図>



接着剤認定業務運営の流れ